

# 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について

---

令和5年4月18日

事 務 局

- ◆ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（以下ガイドラインという。）においては、MNOとMVNOとの間のイコールフットィングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認することとしている。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜検証方法＞

本件検証の対象となったサービス等ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当額」という。）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が指定事業者のサービス等と同等のサービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

- ◆ 本研究会第66回会合においては、①MNOとMVNOとの料金の近接状況、②MVNOからの具体的な課題に基づく検証要望の有無、③検証の合理性の有無について確認し、以下のとおり今次検証対象サービスを選定したところ。

事業者	ブランド	データ容量	サービス等
NTTドコモ	ahamo	20GB	ahamo
KDDI	povo2.0	3GB	povo 2.0 ※1
ソフトバンク	LINEMO	3GB	LINEMO ミニプラン※2

※1 「ベースプラン」に、「データ追加 3GB (30 日間)」のデータトッピングを追加したもの

※2 LINEMOとして提供する料金プランのうちデータ容量3GB/月のプラン

- ◆ MNO各社からは2022年度中に上記検証対象サービスに関する検証結果の提出があったところであり、検証結果の妥当性について総務省において確認する。

◆ 今次検証の対象に選定されたサービス等について、各社で検証を実施したところ、全ての対象サービス等について利用者料金による収入と接続料等の費用の差分が営業費相当額を下回らないことが確認された。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	ahamo(20GB)	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用 (国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等) ④営業費相当額 (2) 利用者料金	○
KDDI	povo2.0(3GB)		○
ソフトバンク	LINEMOミニプラン(3GB)		○

ahamo

povo2.0

LINEMO

(利用者料金)  基本料金  データオプション料  通話料金  その他

(接続料等)  データ接続料相当額  音声接続料相当額  その他の設備費用  営業費相当額

◆ ガイドラインにおいては、データ接続料相当額の算出について以下のとおり規定。

● 「移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針」(抜粋)

<データ伝送役務に係る接続料相当額>

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う年の前年度のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域及び設備容量の上限値 (bps) を基礎として、月額GB単価 (円/月・GB) を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量 (GB) を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、以下のとおり。

[ {設備容量の上限値×届出接続料<sup>※1</sup>の単価} / {最繁忙時 (1時間) のトラフィック量/最繁忙時集中度<sup>※2</sup>×30.4日} ] ×平均使用通信量

※1 競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※2 1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁忙時 (1時間) のトラフィック集中度

◆ データ接続料相当額の算出に当たって用いる詳細な数値については以下のとおり。特にサービス品質への影響が大きい「設備容量の上限値」については、各社ともメインブランドと同様の値を採用。

ahamo

povo2.0

LINEMO

月額GB単価(円/月・GB)

$$\frac{\text{設備容量の上限値 (Mbps)} \times \text{届出接続料の単価 (円/10Mbps)}}{\frac{\text{最繁忙時トラフィック量 (GB/BH)}}{\text{最繁忙時集中度 (\%)}} \times 30.4 \text{ (日)}}$$

設備容量の上限値(Mbps)

※各社ともメイン/サブブランドで同一の上限値を採用

届出接続料の単価(円/10Mbps)

最繁忙時トラフィック量(GB/BH)

最繁忙時集中度(%)

平均使用通信量 (GB)

金額[月額GB単価×平均使用通信量]

- ◆ ガイドラインにおいては、音声接続料相当額の算出について以下のとおり規定。
  - 「移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針」(抜粋)
    - <音声伝送役務に係る接続料相当額>
      - (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合
 

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。
      - (ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合
 

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。
- ◆ 音声接続料相当額の算出に当たっては、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用している場合」に該当することから、上記の(i)に基づいて算出を実施。

ahamo

povo2.0

LINEMO

	(i)の音声接続料の基本料に基づき算出
音声接続料相当額の算出方法	
基本料	
通話料	
通話料単価	
平均通話時間	
緊急通報	
金額[基本料+通話料]	

◆ ガイドラインにおいては、その他の設備費用について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(抜粋)

<その他の設備費用>

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW (Packet Data Network Gateway) に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

ahamo

povo2.0

LINEMO

インターネット接続サービスに係る費用

P-GWに係る費用

他事業者との接続に際して支払う費用

国際ローミングに係る費用

- ◆ ガイドラインにおいては、営業費相当額について以下のとおり規定。
  - 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）  
 <営業費相当額>  
 第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費（社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等（それに付随するものを含む。）の提供を直接目的としないものを除く。）の割合の直近5年間の平均値により算出する
- ◆ 営業費相当額の算出に当たっては、各社とも対象サービス等の提供に際して発生しえない営業費（例：オンライン限定プランにおける店頭販売に係る営業費等）を除外、2017年度から2021年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出。

	ahamo	povo2.0	LINEMO
営業費相当額（％）	※各社とも対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費を除外した直近5年間の営業費比率の平均値		

**(参考)直近5年間の営業費比率の推移**

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2017年度			
2018年度			
2019年度			
2020年度			
2021年度			

◆ ガイドラインにおいては、利用者料金について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

<利用者料金>

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。（ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引を除く。）

- ・ 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ 本件検証の対象サービス等を含む一部のサービス等のみ適用される割引にあつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額

(ii) 音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出する。

- ◆ 音声通話料は対象サービス等の契約者に占める「かけ放題プラン」加入者、「5分かけ放題プラン」加入者及びプラン未加入者の構成比等に基づき算出。

ahamo	
povo2.0	
LINEMO	



◆ 各社の利用者料金については、ガイドラインの規定に基づき以下のとおり算出。

	ahamo	povo2.0	LINEMO
基本料			
音声通話料			
基本料			
通話料			
オプション			
各種割引			
セット割	※各社とも対象サービス等についてはセット割引の適用対象外		
その他			
利用者料金			

接続料等と利用者料金の関係の検証結果

2023年3月31日  
NTTドコモ

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
ahamo	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ伝送役務に係る接続料相当額</li> <li>・音声伝送役務に係る接続料相当額</li> <li>・国際ローミングに係る費用</li> <li>・インターネット接続サービスに係る費用</li> <li>・P-GWに係る費用</li> <li>・他事業者との接続に際して支払う費用</li> </ul>	○

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする

<算定方法>

利用者料金	基本料金	2,700円
	音声通話料金	契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
設備等費用	データ接続料相当額	（接続料単価） M V N O から本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（203,270円/10Mbps [2022年2月届出]）を使用 （平均使用通信量） 2021年度の平均使用通信量を使用 （設備容量の上限値の考え方） 2021年度の実績を使用（いずれのプランも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 M V N O から本件検証の要望があった時点で適用している接続料（75円[2022年3月届出]）を使用 ②通話料 （接続料単価） M V N O から本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.041884円/秒[2022年3月届出]）を使用 （平均通話時間） 2022年1月～2022年12月の平均通話時間を使用
	その他費用	2021年度の実績を使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2017年度～2021年度）を使用。なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外

※3 契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金を含む

## 移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証結果 (2023年3月31日)

### <検証結果>

検証対象		検証に用いた接続料等※ <sup>1</sup>	検証結果※ <sup>2</sup>
povo2.0 ベースプラン	データトッピング データ追加3GB (30日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ伝送役務に係る接続料相当額</li> <li>音声伝送役務に係る接続料相当額</li> <li>国際ローミングに係る費用</li> <li>インターネット接続サービスに係る費用</li> <li>P-GWに係る費用</li> <li>他事業者との接続に際して支払う費用</li> </ul>	○

### <算定方法>

利用者料金		2022年度(2022年4月~2022年12月分)の利用者料金を使用 なお、音声通話料金は契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料(従量料金を含む)に基づき算定	
設備等費用	データ接続料 相当額	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料(211,825円/10Mbps[2022年2月届出])を使用
		平均使用通信量	2022年度(2022年4月~2022年12月分)の平均使用通信量を使用
		設備容量の上限値の考え方	2021年度の実績を利用(各ブランドにて共通の値を使用)
	音声接続料 相当額	①基本料※ <sup>3</sup>	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料(82円[2022年3月届出])を使用
		②通話料	接続料単価
平均通話時間	2022年度(2022年4月~2022年12月分)の平均通話時間を使用		
その他費用		2021年度の実績を使用	
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均(2017年度~2021年度)を使用。 なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外。	

※<sup>1</sup> 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。

※<sup>2</sup> 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする。

※<sup>3</sup> 契約者数の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金を含む。

## 接続料等と利用者料金との関係の検証結果 (2023年3月31日)

検証品目	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
LINEMOミニプラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ伝送役務に係る接続料相当額</li> <li>音声伝送役務に係る接続料相当額</li> <li>国際ローミングに係る費用</li> <li>インターネット接続サービスに係る費用</li> <li>P-GWに係る費用</li> <li>他事業者との接続に際して支払う費用</li> </ul>	○

### <算定方法>

利用者料金	2022年度（第3四半期まで）の平均利用者料金を使用	
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（188,327円/10Mbps [2022年2月届出]）を使用 平均使用通信量：2022年度（第3四半期まで）の平均使用通信量を使用 設備容量の上限値の考え方：2021年度の実績を使用（いずれのブランドも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している00XY自動付与機能接続料を使用 ②通話料 接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している通話モード接続料（0.051473円/秒[2022年3月届出]）を使用 平均通話時間：2022年度（第3四半期まで）の平均通話時間を使用
	その他費用	2021年度の実績を使用
営業費相当額	接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2017年度～2021年度）を使用。 なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外。	

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする。

※3 契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金を含む

## 検証結果

- ◆ 本件検証の対象となったサービス等については、各社が実施した検証内容を総務省において精査した結果、いずれのサービス等についても利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の価格は価格圧搾による不当な競争を引き起こす水準ではないと認められる。
- ◆ 検証結果の公表に当たり、各社のサービス戦略・設備戦略等の経営上の機密情報に該当する情報は非公表とすることが合理的であると考えられるところ、今次検証においては、「設備容量の上限値」の設定方法や「営業費相当額」の考え方、検証に用いた接続料等の情報について公表されており、公表内容として適当であると認められる。

## 次回以降の検証に向けた方針

### <検証対象>

- ◆ 今次の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇など、今次検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当ではないか。

### <検証時期>

- ◆ 本件検証の実施時期については、ガイドラインの規定に基づき、臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当ではないか。特に各社により新たな料金プランが発表された場合であって競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速やかに検討することが適当ではないか。

### <検証結果の公表>

- ◆ 今次検証においては、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当ではないか。

### <ガイドラインの見直し>

- ◆ ガイドラインについては今次検証の結果及び本研究会における議論を踏まえ、必要に応じて見直されることが適当であり、例えば「固定通信と移動通信のセット割」の取扱いについては、割引額のうちの程度が移動通信に係るものであるか等が明らかとなった場合にはガイドラインに反映させることが適当ではないか。